

## 質問回答書

案件名称：令和8年度淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）

No.	質問内容	回答
1	基本仕様書「5 保育者派遣の要件」に関連して確認です。 医療機関受診後であることが要件として示されていますが、この受診について、スタッフによる受診代行は想定されていますでしょうか。	基本仕様書に記載のとおり ①医師による、入院不要ではあるが集団保育困難との判断 ②保護者による仕事等の都合で家庭保育困難な状況 ①と②の要件を充たして初めて受託者は保育者を派遣することになります。 そのため、淀川区として委託する内容に、受託者による受診代行は含まれていません。
2	また、事前に保護者による受診ができない初診の場合においても、スタッフが受診代行を行い、医師連絡票（診療情報提供書）を取得したうえで訪問型病児保育を実施することは可能でしょうか。	同上。
3		
4		
5		
6		
7		
8		